

令和6年度（2024年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

民 法

C日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（10点）

民法899条の2第2項の定めるところを、具体的事例を挙げつつ、簡潔に説明しなさい。事例においては、Aが死亡し、相続人は、Aの子B・Cの2名だとすること。

問題2（15点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、ジャムを製造するBに対して甲債権を有しており、その支払いを、Bに再三求めてきたが、Bにはこれを弁済する見込みがたっていなかった。そこで、A・Bは、協議をし、① BにはAに対して50万円の支払義務があること、② Bの倉庫にあるジャムのうち、「特選イチゴ」100セット（40万円相当）を代物弁済としてAに引き渡すこと、③ ②の引渡しと引き換えに、残額10万円の支払いを免除することを、合意した（以下、「本件合意」という）。

②の引渡しはなされたが、その1か月後、引き渡されたジャムの品質が、Bが製造・販売していた「特選イチゴ」よりも粗悪であり、B製造の「特選イチゴ」としては販売できず、仮に、イチゴジャムとして販売したとしても100セットで10万円相当にしかならないことが判明した。

[問い]

Aは、本件合意を取消し、改めて、Bに対して甲債権の支払いを求めたいと考えている。Aの主張は認められるか。

以上